第2章 防火対象物

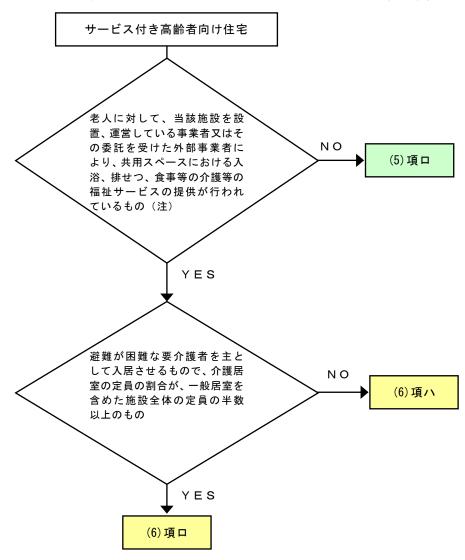
第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

14 第2章 防火対象物

1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。(第1-1図参照)

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-3表を参考とすること。(消防機関の行政手続指針)

(例1) サービス付き高齢者向け住宅の項の判定(平成23年10月19日消防庁事務連絡)



(注) 状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとに いわゆる訪問介護等を受けている場合を除く。

第1-1図

2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に 応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取扱うことができる。(消防機関の行政手続指針)

3 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。(昭和50年6月16日消防安第65号)

なお、政令別表第 1 (6)項イにおける (1) から (4) まで、又はロ・ハにおける (1) から (5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下この項において「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、 (6)項イ (1) から (4) まで、又はロ・ハ(1) から (5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取扱わないこと。 (平成 27 年 2 月 26 日消防予第 80 号)

【例:(6)項口(1)と(6)項口(5)が同一防火対象物内にあっても、用途は(6)項口で判定】

- **4** 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。(消 防機関の行政手続指針)
- 5 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の 用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は (2)に該当するものとする。(昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号)
 - (1) 機能従属(第1-2図参照)

政令別表第 1 (1)項から低項までに掲げる防火対象物(以下この項において「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、第 1-4 表 (1)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる同表 (1) 欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。)で、次のアからウまでに該当するもの

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同 一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有する こと。

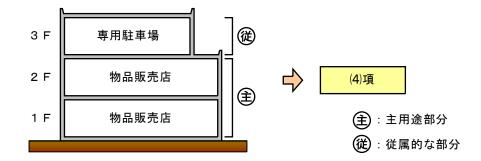
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第1-1表を参考とすること。

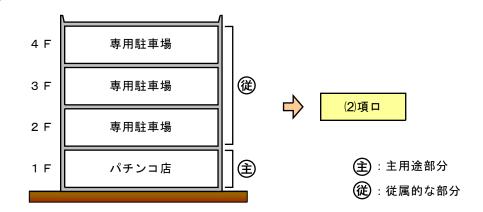
第1-1表

第1-1表	
条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権 原を有する者が、主用途部分の管理権原 を有する者と同一であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、 ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたっ て全般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生 及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利 用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類す るものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便な る形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態 (非常口又は従業員専用出入口を除く。) を有しな いものであること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用 途部分の利用時間とほぼ同一であるこ と。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務 整理等のため延長時間を含む。)とほぼ同一であること。

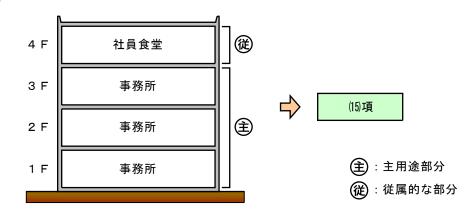
(例2)



(例3)



(例4)



- 〇従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 〇従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 〇従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

第1-2図

(2) みなし従属

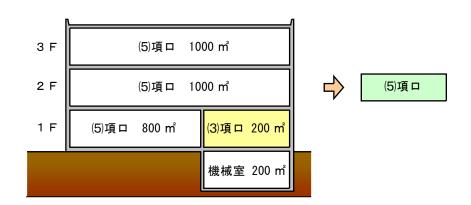
主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 ㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分(政令別表第 1 (2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分(以下この項において「(6)項ロ等」という。)を除く。)(第 1-3 図及び第 1-4 図参照)

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取扱うこと。(平成 27 年 2 月 27 日消防予第 81 号)(第 1-5 図参照)

また、共用される部分の床面積の按分は次によること。

- ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面 積に応じて按分すること。
- イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(例5)「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等以外の場合

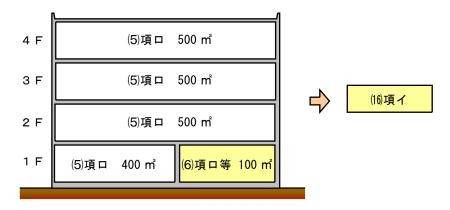


	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途	(5)項口	2, 800 m ²	2, 800 m³ ÷ 3, 000 m³≒ 93%
独立した用途	(3)項口	200 m²	200 m³ ÷ 3,000 m³≒ 7%
共 用 部 分	機械室	200 m²	

共用部分(機械室)をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じ按分する。

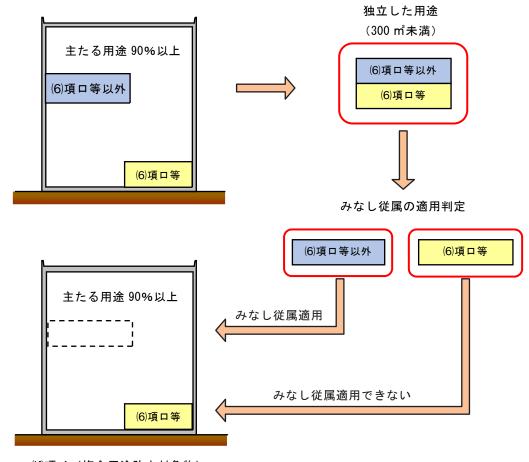
- (5)項口 200 $\vec{m} \times 0.93 = 186 \ \vec{m} \rightarrow 2,800 \ \vec{m} + 186 \ \vec{m} = 2,986 \ \vec{m}$ (93%)
- (3)項口 200 $m^2 \times 0.07 = 14 m^2 \rightarrow 200 m^2 + 14 m^2 = 214 m^2 (7\%)$
- 〇主たる用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上 かつ、
- 〇独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 ㎡未満

(例6)「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合



第1-4図

(例7)「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合



(16)項イ(複合用途防火対象物)

第1-5図

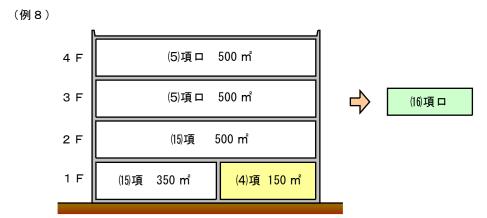
6 複合用途防火対象物の取扱い

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分

の床面積に応じて按分するものとする。(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号、昭和 52 年 1 月 6 日消防予第 3 号)

ア 特定用途に供される部分の床面積(共用部分も含む。)の合計が、当該防火対象物の延べ面積 の10%未満であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途以外の部分	(5)項口	1, 000 m²	1,000 m ² ÷ 2,000 m ² =50%
付足用述以外の部分	(15)項	850 m ²	850 m³ ÷ 2,000 m³≒42%
特定用途部分	(4)項	150 m²	150 m³ ÷ 2, 000 m³≒ 8%

〇防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が 10%未満 かつ、

主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が 300 ㎡未満

- ○(4)項をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
 - (5)項口 1,000 $m^2 \div 1$,850 $m^2 \div 0.54 \rightarrow 150 m^2 \times 0.54 = 81 m^2$
 - (15)項 850 m²÷1, 850 m² ≒ 0. 46 → 150 m² × 0. 46=69 m²
- ○(5)項口(1,081 ㎡)と(15)項(919 ㎡)の複合用途防火対象物として取扱う。

第1-6図

- 7 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあっては、それぞれ区画された部分ごとに前5(2)及び6を適用するものであること。(昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号、昭和52年1月6日消防予第3号)
- 8 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下 この項において同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うも のであること。(第1-2表参照)(昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号、昭和52 年1月6日消防予第3号)

なお、イにより、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取扱われることとなる場合であって、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段を除く。)が1であっても、当該

防火対象物は、政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4号第7号へかっこ書き及び第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものであること。(第1-8 図参照)

- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の 床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合 計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の 床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象 物に該当するものであること。

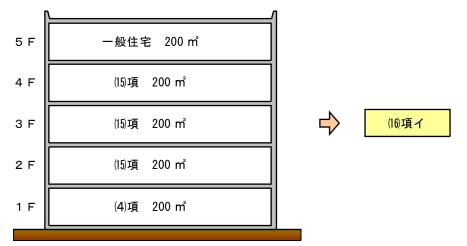
この場合、2以上の政令別表防火対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別防火表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。(第1-7図参照)

- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の 床面積の合計とおおむね等しい(45%から55%)場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物 に該当するものであること。

第1-2表

	項	目		項
ア	一般住宅	>	政令別表防火対象 物で50㎡以下のも の	一般住宅
	一般住宅	<	政令別表防火対象物	政令別表防火対象物
1	一般住宅	<	政令別表防火対象物政令別表防火対象物	複合用途防火対象物 (注) 政令別表防火対象物と政令別表 防火対象物の複合用途防火対象物
ウ	一般住宅	>	政令別表防火対象 物で50㎡を超える もの	複合用途防火対象物 (注) 政令別表防火対象物と一般住宅 の複合用途防火対象物
エ	一般住宅	÷	政令別表防火対象物	複合用途防火対象物 (注) 政令別表防火対象物と一般住宅 の複合用途防火対象物

(例9)



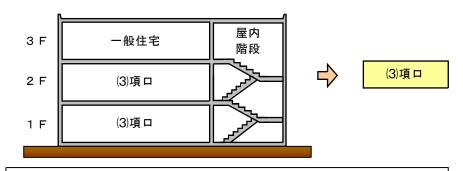
	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
파스메토만과청용병	(4)項	200 m²	800 m²	$200 \text{ m}^{2} \div 800 \text{ m}^{2} = 25\%$
政令別表防火対象物	(15)項	600 m ²	800 M	600 m² ÷ 800 m²=75%
一般住宅	;	200 m ²	200 m²	

- 一般住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
 - (4)項 200 $\vec{m} \times 0.25 = 50 \vec{m} \rightarrow 200 \vec{m} + 50 \vec{m} = 250 \vec{m}$
 - (15)項 200 $\mathbf{m}^2 \times 0.75 = 150 \mathbf{m}^2 \rightarrow 600 \mathbf{m}^2 + 150 \mathbf{m}^2 = 750 \mathbf{m}^2$

○(4)項(250 ㎡)と(15)項(750 ㎡)の複合用途防火対象物として取扱う。

第1一7図

(例 10)



政令第32条の規定を適用し、政令第21条第1項第7号等を適用しない。

第1-8図

- 9 同一敷地内の一般住宅に附属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。(消防機関の行政手続指針)
- 10 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物をいう。) の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車の用に供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取扱うこと。(昭和52年7月14日消防予第130号)

22 第2章 防火対象物

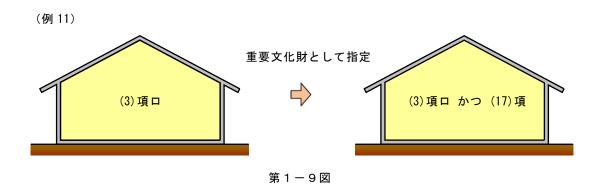
11 農業用収納舎

専業農家又は兼業農家が穀類等の農産物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納する収納舎で個人の住宅に付設するもの又は別であるものについては政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないものであること。 (昭和52年5月23日消防予第108号)

12 コンテナ型データセンター

複数のコンテナを積み重ねる等のコンテナ型データセンターは、政令別表第1個項に掲げる防火対象物であること。(平成23年3月31日消防予第96号)

- **13** 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。(消防機関の行政手続指針)
- 14 法第 10 条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであるが、一般法としての消防法第17条に対し、同法第10条第4項の規定が特別法として適用される。(昭和50年6月16日消防安第65号)
- 15 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(7)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物又はその他の工作物又はその部分は、(1)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。(第 1 9 図参照)(平成 16 年 2 月 6 日消防予第 23 号・消防安第 10 号・消防救 24 号)



16 仮設建築物

仮設建築物は、政令別表第1に掲げるそれぞれの用途別の項に含まれるものであること。(平成 23年4月28日消防庁事務連絡)

17 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。)のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物 (スケルトン状態の部分を有する防火対象物をいう。)の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第 17 条の 3 の規定が適用されること。(平成 12 年 3 月 27 日消防予第 74 号)

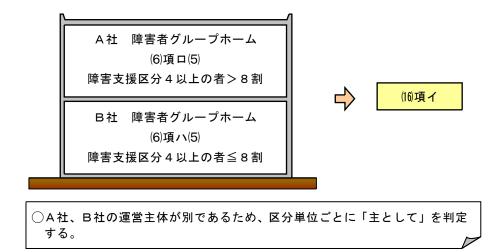
18 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の適用を受けないものであること。(昭和 50 年 6 月 16 日消防安第 65 号)

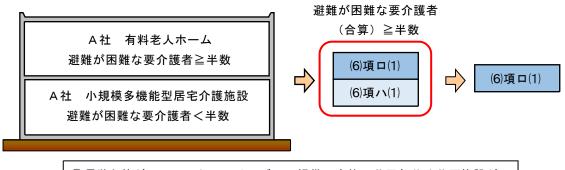
19 区分単位

一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第 1 (6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第 1 (6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位(以下「区分単位」という。)により、用途区分の判定を行うものであること。(第 1-10 図参照)(平成 27 年 2 月 26 日消防予第 80 号)

(例 12)



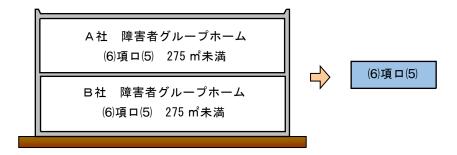
(例 13)



○運営主体が同一で、かつ、サービスの提供の実態、共用部分や共用施設が同じなどの理由により、「主として」を区分単位ごとに適用できないため、(6)項ロ(1)と用途判定する。

(例 14)

○「介助がなければ避難できない者」の区分単位によるスプリンクラー設備設置単位



- ○A社とB社が区分単位ごとに判定できない場合で、かつ、A社とB社の床面 積の合計が 275 ㎡以上である場合は、スプリンクラー設備の設置を要する。
- A 社とB社が区分単位ごとに判定できる場合で、かつ、A 社、B 社の床面積がそれぞれ 275 ㎡未満であり、かつ、避難が困難な障害者等を主として入所させるもの以外のものである場合は、いずれもスプリンクラー設備の設置を要さない。

第1-10図

20 届出住宅

届出住宅(住宅民泊事業法(平成29年法律第65号。以下この項において同じ。)第3条第1項に基づく届け出を行い、住宅民泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。)については、次により取扱うものであること。(平成29年10月27日消防予第330号、平成30年1月9日消防予第2号)

- (1) 人を宿泊させる間、住宅民泊事業者(住宅民泊事業法第2条第4項に規定する住宅民泊事業をいう。以下この項において同じ。)が不在とならない旨(住宅民泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号)第4条第3項第10号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。)の届出が行われた届出住宅(以下この項において「家主住居型住宅」という。)については、宿泊室(届出住宅のうち住宅民泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。)の床面積の合計が50㎡以下となるときは、住宅(消防法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物(政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(寄宿舎、下宿又は共同住宅)の部分を含む。)をいう。以下同じ。)として取扱い、宿泊室の床面積の合計が50㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取扱うものであること。
- (2) 家主居住型住宅以外の届出住宅(以下この項において「家主不在型住宅」という。)については、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取扱うものであること。
- (3) 一戸建ての住宅において住宅民泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあっては、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。 (第1-11 図参照)

(4) 共同住宅等(政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において 同じ。)の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は 家主居住型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、前1から17までにより棟ごとにその用途判定を行うこと。(第1-12図参照)

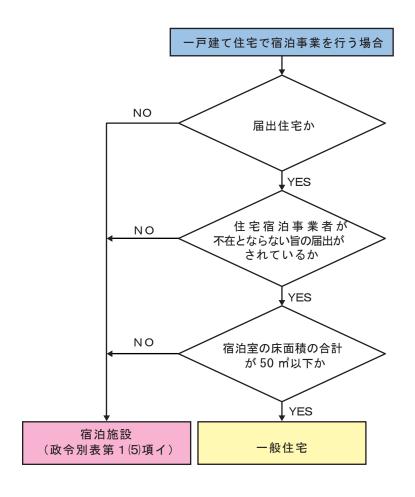
(5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。)を適用している

防火対象物の住戸において住宅民泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が政令別表第1(5)項イに該当する場合については、第5章第1.2(2)により入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。

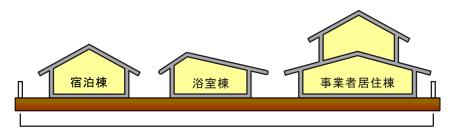
- (6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。
- (7) 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積に含まれないものであること。(第1-13 図参照)

(例 15)



○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合

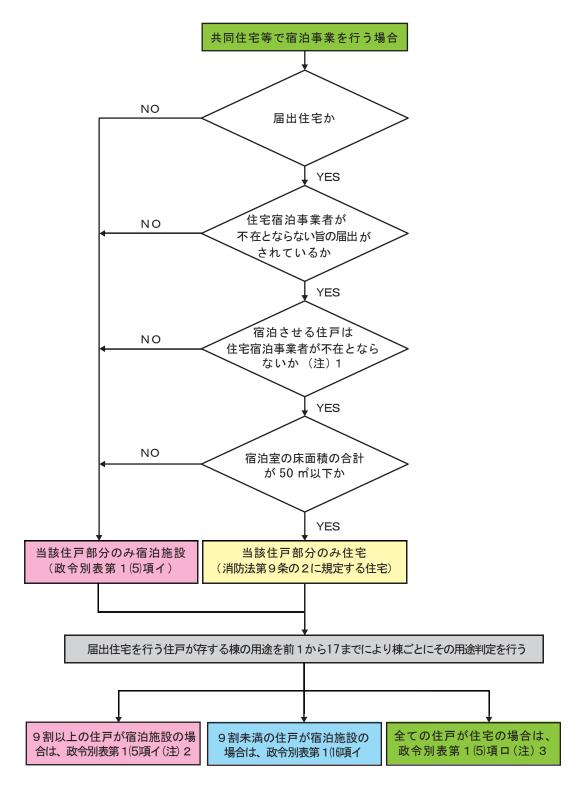


同一敷地の範囲、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

届出	範 囲	の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟 用 途
宿	泊	棟	不在となる	100 m²	(5)項イ
浴	室	棟	不在となる	0 m²	(5)項イ
住宅宿	泊事業者	居住棟	不在とならない	0 m²	一般住宅

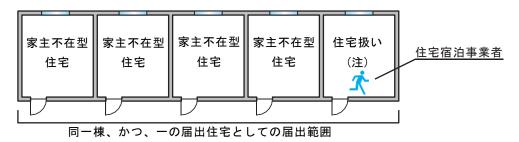
第1-11図

(例 16)



- (注) 1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取扱いは、住戸ごとに判断する 必要がある。
- (注) 2 政令別表第 1 (5)項イの部分が全体の 9 割以上であっても、共同住宅部分が 300 ㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は政令別表第 1 (16)項イとなる。
- (注)3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合

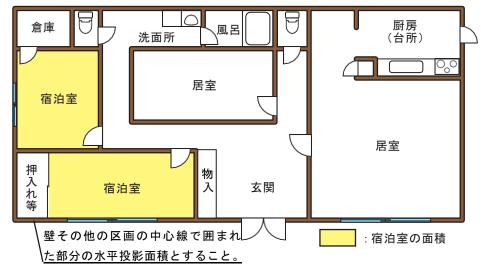


(注) 共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取扱いは、住戸ごとに判断すること。

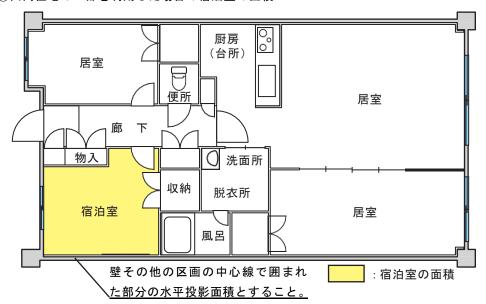
第1-12図

(例 17)

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



第1-3表

項	法令	定
(1)項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	日 別場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 日 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、
		主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。
(2)項イ	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、その他 これらに類するもの	 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。
(2)項口	遊技場又はダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう(観客席を有しないものに限る。)。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 ダンス教師の指導により、客にダンスをさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレエ教習場は含まない。
(2)項ハ	風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関す る法律(昭和 23 年法律	1 本項の防火対象物は、風営法第2条第5項に規定する性風 俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ 及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの を除く。) その他これに類するものとして総務省令で定める

該 当 用 途 例	補 足 事 項
客席を有する競技施設、野球場、相撲場、 競馬場、競輪場、競艇場、体育館、寄席、 サーカス小屋、ストリップ劇場	 1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取扱わないものであること。
市民会館、町内会館(集会場)、文化会館、 公民館、福祉会館、音楽室、貸ホール、 貸講堂、結婚式場、セレモニーホール、 ハウスウエディング	1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、 舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合において は、低項に掲げる防火対象物として取扱う。 (1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者に よる管理の下に、第三者が会議の用のみに使用してい る場合 (2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態に おいてテナントが会議の用のみに使用している場合 (3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント 以外の第三者が会議の用のみに使用している場合 (4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態にお いて特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら 会議に類似する用のみに使用している場合
クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待(カウンター越しの接待は含まない。)をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。)第2条第1号、第2号及び第2条第11項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1)キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2)カフェーの客席は16.5㎡以上であること。
碁会所、将棋道場、将棋センター、マージャン屋、パチンコ店、ビリヤード場、ゲームセンター、ボーリング場、屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場、ディスコ、ダンス教習所、ゴルフ練習場(シミュレーション仕様のもの)、カラオケ施設	1 風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。と。
ファッションヘルス、性感マッサージ、 イメージクラブ、SMクラブ、ヌードス タジオ、のぞき劇場、のぞき部屋(興行 法上の適用のないもの)、	1 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド((9)項イ)、ストリップ劇場((1)項イ)、ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、アダルトショップ((4)項)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ((2)項ニ)等、政令別

項	法令	定義
項に 連牲 ((2 イ、 (9)項 象 もの れに	法 令 122号) 5 に	定 ものをいう。 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをないい、店舗形態を有しないものは含まれない (原則的に店舗型性風俗関連特殊営業がこれにあたる。)。 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次に該当するものをいう。 (1) 電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。 (2) 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗(風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営むものを除く。)

該 当 用 途 例	補 足 事 項
アダルトビデオレンタルショップ、出会 い系喫茶、セリクラ	表第1に掲げる各用途のうち前掲()書き内に掲げる ものに分類されているものについては、本項として取扱
	わないこと。 2 店舗型性風俗関連特殊営業とは、次のいずれかに該当
	するものをいう。(風営法第2条第6項)
	(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第
	1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営する ことをいう。)の施設として個室を設け、当該個室に
	おいて異性の客に接触する役務を提供する営業(風営
	法第2条第6項第1号に規定するもの)(具体例:ソープランド(例項イ))
	(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇
	心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前
	号に該当する営業を除く。)(風営法第2条第6項第2 号に規定するもの)(具体例:ファッションヘルス(本
	項)、性感マッサージ (本項)、イメージクラブ (本項)
	及びSMクラブ (本項)) (3) 専ら、性的好奇心をそそるために衣服を脱いだ人の
	姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健
	全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興
	行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第 1項に規定するものをいう。)として政令で定めるも
	のを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定
	するもの) ※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行
	場は、次のアからウまでに掲げる興行場で、専らこ
	れらの各号に規定する興行の用に供するものをい
	う(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営
	令」という) 第2条)。
	ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心を
	そそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を
	見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1
	項に規定するもの) ※本項に該当するものは「姿態を見せる」もの(具
	体例:ヌードスタジオ)に限定され、「映像を見せ
	る」興行の用に供する興行場は(2)項ニ(具体例:個 室ビデオ)に該当する。
	イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又
	はこれに類する施設において、当該個室に存在する 客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人
	の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興
	行場(風営令第2条第2号に規定するもの)(具体例:のぞき劇場(本項))
	ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該
	舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため
	衣服を脱いだ人の姿態及びその映像を見せる興行 の用に供する興行場(風営令第2条第3号に規定す
	るもの)(具体例:ストリップ劇場(⑴項イ))
	(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設
	(政令で定める構造又は設備を有する個室を設ける
	ものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用さ
	せる営業(風営法第2条第6項第4号に規定するもの)(具体例:ラブホテル(⑸項イ)、モーテル(⑸項
	イ)、レンタルルーム((5)項イ))
	(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売
	し、又は貸し付ける営業(風営法第2条第6項第5号
	に規定するもの)(具体例:アダルトショップ(4)項)、 アダルトビデオレンタルショップ(本項))
	(6) 前各号で掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風

項	法令	定義
(2)項ハ		
(2)項二	カラオケボックスをの他遊興のためのに、類する施設を高いてを提供であるを提供でいる。 できるをでいる できる できる おいて	 1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、総務省令で定めるものをいう。 2 総務省令で定める店舗は、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する営業を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3) 風営令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場)
(3)項イ	待合、料理店その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客を遊興させる施設をいう。2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。
(3)項口	飲食店	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
	俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は 少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として 政令で定める次のもの(風営法第2条第6項第6号に 規定するもの)
	規定するもの) 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるしておけるものを含み、前(1)又は(2)に該当するものを除く。)(風営令第5条)(具体例:出会い系喫茶(本項)) 3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ(店舗を有するものに限る。)のことをいう。 4 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に
カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフ	該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。 1 一の防火力象物にカラオケ等を行うための複数の個
エ(個室(これに類する施設を含む。)を 設け、インターネット利用等のサービス 提供を行う店舗)、テレホンクラブ、個室 ビデオ	室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、中めの交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話に限るよるでのやり取りを含むものとし、音声に提供することによるである。)をおいる首にはないのではないのでは、現代を紹介するを電気通信機取りする者によるである場合では、現行場におるを含む。とに、当該個室にで、その一方が当業に従事するをに、そのののを含む。)をいう(風営法第2条第9項)。 4 本項では、興行場(ヌードスタジオその他個室を設け、当該のを含む。)をいう(風営法第2条第9項)。 4 本項では、興行場(ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室においた人の姿態又は、当該のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対
茶屋、料亭、割烹	「風営法第2条第1項第1号の適用を受ける風俗営業」に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう((2)項イに掲げるものを除く。)。
喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店」についても、本項として取扱うこと。2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。3 ライブハウスとは、客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

項	法令	定
(4)項	百貨店、マーケットそ の他の物品販売業を営 む店舗又は展示場	 1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	 1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和室のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が浄土のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。
(5)項口	寄宿舎、下宿又は共同 住宅	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅の

該当用途例

保養所、ユースホステル、山小屋、海の家、ロッジ、ペンション、民宿、貸研修室の宿泊室、簡易宿泊所、青年の家、トレーラーハウス、ウィークリーマンション (旅館業法の適用対象であるもの)、サービスアパートメント (旅館業法の適用対象であるもの)、レンタルルーム、ラブホテル、モーテル、住宅宿泊事業を行う施設

補 足 事 項

- 1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、 店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態 を有するものであること。
- 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗 に含まれないものであること。
- 3 卸売問屋は、本項として取扱うこと。
- 4 レンタルショップは、本項として取扱うこと。
- 5 販売を伴わない画廊は、(8)項として取扱うこと。
- 6 展示場 (ショールーム) のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項として取扱うこと。
 - (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの
 - (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの
 - (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの
- 1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。
- 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。
- 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員のみを研修目 的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものである こと。

なお、この場合は、旅館業法の適用がないものである こと。

- 4 「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。
 - (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。
 - (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の 宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。
 - (3) 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。
 - (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
- 5 住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法第3条 第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅 (届出住宅)のうち、次のいずれかに該当するものをい う。
- (1) 住宅宿泊事業法施行規則 (平成 29 年厚生労働省・ 国土交通省令第2号) 第4条第3項第10号に規定する、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在となら ない旨の届出が行われていないもの
- (2) 宿泊室(住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1 号チ(4)に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室)の 床面積が50㎡を超えるもの
 - ((1)、(2)のいずれにも該当しない届出住宅は、本項に含まれない(住宅として取扱う。)。)
- 6 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、 本項として取扱うこと。
- 7 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、専ら、 異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する 風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊 に利用させる施設をいう。
- 寮、事業所専用の研修のための宿泊所、 ゲストハウス (シェアハウス)、シルバー マンション、ウィークリーマンション、 マンスリーマンション、高齢者専用賃貸 住宅、サービス付き高齢者向け住宅、小

規模住居型児童養育事業を行う施設

- 1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在する ことを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであるこ と。
- 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。
- 3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問 介護等を受けている場合には、本項に該当するものであ ること。

項	法令	定
(5)項口		うち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの (構造上の共有部分を有するもの)をいう。
		(HELVARIBACH) SUVA EV J.

該 当 用 途 例	補 足 事 項
	4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律
	の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一 部について最低年齢の制限を受ける等、主として、高齢
	者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共
	同住宅と変わらないもの
	ただし、(6)項口(1)その他これらに類するものとして総
	務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類す
	るものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人 ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取扱
	うこと。
	5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションと
	は、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単
	位で比較的短期間の契約により賃貸を行うもの。 ただし、シーツ、枕カバーの取換え、浴衣の提供等の
	リネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と
	同等の宿泊形態をとるものにあっては、(5)項イとして取
	扱うこと。
	6 高齢者専用賃貸住宅であっても、(6)項ロ(1)その他これ らに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項
	ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定め
	る施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項
	ロ又は(6)項ハとして取扱うこと。
	7 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する
	専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サ ービス(入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じ
	た一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項
	において同じ。)、生活相談サービス (入居者が日常生活
	を支障なく営むことができるようにするために入居者か
	らの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下 この項において同じ。) その他の高齢者が日常生活を営む
	ために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸
	住宅又は有料老人ホームをいう。
	なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの
	提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問 介護等を受けている場合には、本項として、(6)項ロ(1)そ
	の他これらに類するものとして総務省令で定める施設
	又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省
	令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するも
	のは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取扱うこと。 8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又
	る 小
	る児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等
	(ファミリーホーム) において養育を行う事業をいう。
	なお、専ら、乳幼児の養育を常態とする場合について、(の)ほかのこれになっています。
	(6)項ハ(3)のその他これらに類する施設に該当するものは、(6)項ハとして取扱うこと。
	9 シェアハウスとは、業者が介在して入居者を募る形態
	の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをい
	Ď.
	10 共同生活援助のサテライト型住居(障害者の日常生活
	及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
	関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 210
	条第2項に規定するサテライト型住居をいう。) につい
	ては、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居
	であって、サテライト型住居への支援機能を有するも
	の)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の
	一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一
	般の共同住宅と変わらないことから、本項として取扱う
	/以い六四 圧 LC 及 47 り は 1 ' LC ル ' り、 44 垻 C L C 収 扱 J

項	法令	定義
(5)項口		
(6)項イ(1)	(1) 次のいずれにも該	1 「病院」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人の
	当する病院(火災発	ため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者 を入院させるための施設を有するものをいう((6)項イ(3)にお
	生時の延焼を抑制するための消火活動を	いて同じ。)。 2 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実
	適切に実施すること	施することができる体制を有するものとして総務省令で定
	ができる体制を有す	めるもの」とは、次の(1)及び(2)いずれにも該当する体制を有する病院をいう。
	るものとして総務省	(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に
	令で定めるものを除 ,、	13 床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
	く。) i 診療科名中に特定	(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直
	診療科名(内科、整	勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2に 60 床までを増すごと
	形外科、リハビリテ	に2を加えた数を常時下回らない体制
	ーション科、その他	帯に勤務している職員の総数を基準とすること。
	の総務省令で定める 診療科名をいう。(2)	なお、職員の数は棟単位で算定を行うこと。 また、棟にナースステーションや事務所等常時職員が常
	i において同じ。)を	駐する場所がない場合で、他の棟等から巡回又は駆け付け を行う職員は、職員数に算入しない。
	有すること。	※ 「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准
	ii 医療法(昭和 23	看護師、その他病院に勤務する職員をいう。 なお、その他の職員に委託警備員は含まない。ただし、
	年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に	当該警備員が病院又は診療所に常駐しており、消防計画に 自衛消防隊員として編成され、防火対象物の構造及び消防
	規定する療養病床又	用設備等の位置を把握し、火災時に適切な対応が可能な場
	は同項第5号に規定	合はこの限りではない。 ※ 「病床数」とは、医療法(昭和 27 年法律第 205 号)第
	する一般病床を有す	7条に規定する病床数(以下この表において「許可病床数」 という。)をいう。
	ること。	※ 「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和 22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤
		務で継続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後
		において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務 を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うこ
		とを認められた職員をいう。 なお、夜勤等で正規の職に従事している者は正規の勤務
		時間に限り職員の数に算入できる。
		3 「一般病床」とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法 第7条第2項第1号から第4号までに掲げる病床以外のも
		のをいう。 4 「介護医療院」とは、要介護者に対し、施設サービス計画
		に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における
		介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世 話を行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成9
		年法律第 123 号) 第 107 号第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう((6)項イ(2)、(3)において同じ。)。(介護保険
		法第8条第29項)

該 当 用 途 例	補 足 事 項
病院	こと。 11 居宅生活訓練事業を行う居宅について、居宅生活訓練事業は救護施設において居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活であるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、本項として取扱うこと。 1 「特定診療科名」とは、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2に規定する診療科名のうち、省令第5条第4項各号に掲げるもの以外のものをいう((6)項イ(2)において同じ。)。 ※ 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名を有する病院又は有床診療所として取扱う。 2 上記1の「省令第5条第4項各号に掲げるもの」は、次に掲げるものをいう。 (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
	第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称 (例:小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科) ただし、同項第1号ハ(1)に掲げる身体や臓器の名称については、外科のうち肛門及び乳腺のみが該当し、同号ハ(3)に掲げる診療方法の名称については、外科のうち形成及び美容のみが該当する。 (例:同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例:大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。)として取扱う。) (3) 歯科 (4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号口(1)
介護医療院	及び(2)に定める事項と組み合わせた名称 1 入所定員が20人以上の施設であるものをいう。 2 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものと取扱うこと((6)項イ(2)において同じ。)。 3 療養床(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第3条第1号に規定するもの)は、医療法第7条第2項第4項に規定する療養病床として取扱うこと。 4 省令第5条第3項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取扱うこと。

項	法令	定
(6)項イ(2)	(2) 次のいずれにも該	「診療所」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人の ため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を
	当する診療所	ため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収谷施設を 有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するものをい
	i 診療科名中に特定	う ((6)項イ(3)、(4)において同じ。)。
	診療科名を有するこ	
	٤.	
	ii 4人以上の患者を	
	入院させるための施	
	設を有すること。	
(6)項イ(3)	(3) 病院((1)に掲げる	「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業
	ものを除く。)、患者	務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、 婦人又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の
	を入院させるための	収容施設を有するものをいう。((6)項イ(4)において同じ。)
	施設を有する診療所	
	((2)に掲げるものを	
	除く。) 又は入所施設	
	を有する助産所	
(6)項イ(4)	(4) 患者を入院させる	
	ための施設を有しな	
	い診療所又は入院施	
	設を有しない助産所	
(6)項口(1)	(1) 老人短期入所施	1 「老人短期入所施設」とは、65歳以上の者であって、養護
	設、養護老人ホーム、	者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等*を短期間入所させ、養護す
	特別養護老人ホー	ることを目的とする施設をいう (老人福祉法第20条の3)。
	ム、軽費老人ホーム	
	(介護保険法(平成	2 「養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により
	9 年法律第 123 号)	居宅において養護を受けることが困難な者*を入所させ、養
	第7条第1項に規定	護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的
	する要介護状態区分	活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を 行うことを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の4)。
	が避難が困難な状態	3 「特別養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、身
	を示すものとして総	<u>体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要</u>
	務省令で定める区分	とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者等*を入所させ、養護することを目的とする施設をいう(老人福
	に該当する者(以下	祉法第 20 条の 5)。
	「避難が困難な要介	4 「軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入所させるものに限る。)」とは、無料又は低額な料金で、老人を
	護者」という。)を主	入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与す
	として入所させるも	ることを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が
	のに限る。)、有料老	全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター 一、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホー
	人ホーム(避難が困	- 、七八母朔八別旭畝、後護七八小一石及び特別後護七八小 - ムを除くものをいう (老人福祉法第 20 条の 6)。
	難な要介護者を主と	73
	して入居させる者に	
	限る。)、介護老人保	
	健施設、老人福祉法	
	(昭和 38 年法律第	
	133号)第5条の2	5 「有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入所
	第4項に規定する老	させるものに限る。)」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ
	人短期入所事業を行	若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な何なの供与※をする事業を行う施設のされ、再介護者田
		要な便宜の供与**をする事業を行う施設のうち、要介護者用

該 当 用 途 例	補 足 事 項
クリニック	「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいう。 ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数(一年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。)が1未満のものにあっては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当せず、(6)項イ(3)に該当するものとして取扱うことができる。 なお、政令別表第1(6)項イ(3)に規定する「患者を入院させるための施設」も同様に、許可病床とする。
介護医療院	入所定員が4人以上、19 人以下の施設であるものをい う。
医院、クリニック	
介護医療院	(6)項イ(1)、(2)に掲げるもの以外をいう。
医院、クリニック	1 保健所は、地域にける公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり灸院(はり施術所、きゅう施術所)、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
	※ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の措置に係る者 又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る 居宅介護サービス若しくは介護予防短期入所生活介護 に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政 令で定める者 ※ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の措置に係る者
	※ 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
1 軽費老人ホームA型	1 「軽費老人ホームA型」とは、軽費老人ホームのうち 給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をい う。
2 軽費老人ホームB型	2 「軽費老人ホームB型」とは、軽費老人ホームのうち 通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受 け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。
3 ケアハウス(軽費老人ホームC型)	3 「ケアハウス(軽費老人ホームC型)」とは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 4 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。以下同じ。 ※ 他に委託をして供与する場合及び将来において供与
	することを約する場合を含む。

項	法令	定義
(6)項口(1)	う施設、 同条 開業 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう(老人福祉法第29条第1項)。
	設その他これらに類 するものとして総務 省令で定めるもの	6 「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう(介護保険法第8条第28項)。
		養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等*を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、養護する事業を行う施設をいう(老人福祉法第5条の2第4項)。 「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を宿泊させるものに限る。)」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等*につき、これらの者の心身の状況、
		置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう(老人福祉法第5条の2第5項)。 9 「認知症対応型老人共同生活援助事業施設」とは、65歳以
		上の者であって、認知症(介護保険法第5条の2に規定する 認知症をいう。)であるために日常生活を営むのに支障がある者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある 者を除く。)等*が、共同生活を営むべき住居において、入浴、 排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業 を行うための施設をいう(老人福祉法第5条の2第6項)。 10 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるも
		の」とは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの (2) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、実態として利用者をひとするのとは表述となる。
(6)項口(2)	(2) 救護施設	上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの「救護施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項)。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉セン
	ター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営し
	ている事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん
	等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス (状況把握サービスを除く。) の提供、家事代行又は健康
	管理のいずれか一つでも行われているものについては、(6)
	項に含まれる。
	なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項
	として判断されるべきものもあるため、用途の判定につい
	ては、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、
	サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ 体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を
	勘案した上ですること。
(老人保健施設)	「老人保健施設」とは、疾病、負傷により、寝たきりの
	状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、
	看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必
	要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うこ
	とを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施
	行法(平成9年法律第124号)により削除され、平成12
	年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保
	健施設とみなされることとなった。
	※ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の措置に係る者
	又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る
	居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介 護に係る介護サービス費の支給に係る者その他の政令
	護に係る介護サービス質の支給に係る者その他の政令 で定める者
	* 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 4 号の措置に係る者
	又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護
	に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小
	規模多機能型居宅介護に係る地域密着型予防介護サー
	ビス費の支給に係る者その他の政令で定める者
認知症高齢者グループホーム	 ※ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 5 号の措置に係る者
総和独間即有グループホーム	スは介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介
	護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防
	認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防
	サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
	「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険
	制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業と
	して提供するものを含むものであること。
宿泊サービスを提供する老人デイサービ	
スセンター、宿泊サービスを提供する老	
人デイサービス事業を行う施設	

項	法令	定義
(6)項口(3)	(3) 乳児院	「乳児院」とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満
		の幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院
		した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施 設をいう(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)。
(6)項口(4)	(4) 障害児入所施設	「障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常
(5) 22 (1)		生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
		ことを目的とする施設をいう(児童福祉法第 42 条)。
(6)項口(5)	(5) 障害者支援施設	1 「障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入居
	(障害者の日常生活	させるものに限る。)」とは、障害者につき、施設入所支援を 行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う
	及び社会生活を総合	施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	的に支援するための	法(平成14年法律第167号)第11条第1項に規定する児童
	法律(平成 17 年法律	福祉施設及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉 施設を除く。) のうち、障害支援区分に係る市町村審査会に
	第 123 号) 第 4 条第	よる審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年厚生労
	1項に規定する障害	働省令第5号)第1条第2号から第7号までに定める「障害 支援区分」をいう。)4以上の者が全入所者の8割を超える
	者又は同条第2項に	ものをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
	規定する障害児であ	するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総 合支援法」という。)第 5 条第 11 項)。
	って、同条第4項に 規定する障害支援区	2 「短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として
		入所させるものに限る。)」とは、居宅において介護を行う者 の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害
	態を示すものとして	者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の
	総務省令で定める区	介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区 分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう(障害者
	分に該当する者(以	総合支援法第5条第8項)。
	下「避難が困難な障	3 「共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主と
	害者等」という。)を	して入所させるものに限る。)」とは、主として夜間において、 共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食
	主として入所させる	事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害
	ものに限る。) 又は同	支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう (障害者総合支援法第5条第17項)。
	法第5条第8項に規	
	定する短期入所若し	
	くは同条第 17 項に 規定する共同生活援	
	助を行う施設(避難	
	が困難な障害者等を	
	主として入所させる	
	ものに限る。ハ(5)に	
	おいて「短期入所等	
	施設」という。)	
(6)項ハ(1)	(1) 老人デイサービス	1 「老人デイサービスセンター」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むの
	センター、軽費老人	に支障がある者等 [※] (その者を現に養護する者を含む。)を通
	ホーム (ロ(1)に掲げ	わせ、第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与 することを目的とする施設をいう(老人福祉法第 20 条の2
	るものを除く。)、老	することを目的とする爬紋をいう(老人倫性法弟 20 余の2 の2)。
	人福祉センター、老 人介護支援センタ	0 「叔弗女」よ) /(のなっけ))ヶ担)ごマュ のよがく)
	入が護又援センタ 一、有料老人ホーム	2 「軽費老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)」とは、 無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他
	- 、有料をスポーム (ロ(1)に掲げるもの	日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設の
	を除く。)、老人福祉	うち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人 デイサービスセンター、老人短期入居施設、養護老人ホーム
		/ - /

該 当 用 途 例	補 足 事 項
1 福祉型障害児入所施設	1 「福祉型障害児入所施設」とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能
	の付与を行うものをいう。
2 医療型障害児入所施設	2 「医療型障害児入所施設」とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の
	付与及び治療を行うものをいう。 「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につ
	き、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介
	護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活 上の支援をいう。
障害者グループホーム	
	※ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者 又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護
	サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介
	護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費者しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地
	域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の 政令で定める者
1 軽費老人ホームA型	1 「軽費老人ホームA型」とは、軽費老人ホームのうち
	給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をい う。
2 軽費老人ホームB型	2 「軽費老人ホームB型」とは、軽費老人ホームのうち 通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受
	~ 一つの1970日で日がして土田して石女に応して旧歌と文

項	法令	定義
(6)項ハ(1)	法第年 大き は 大き	及び特別養護老人ホームを除くもの(老人福祉法第 20 条の 6) 3 「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう(老人福祉法第 20 条の 7)。
		4 「老人介護支援センター」とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の7の2)。 5 「有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与**をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう(老人福祉法第29条第1項)。
		6 「老人デイサービス事業行う施設」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者**(その養護者含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう(老人福祉法第5条の2第3項)。
		7 「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として入居させる者に限る。)」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等*につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう(老人福祉法第5条の2第5項)。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
3 ケアハウス(軽費老人ホームC型)	け、病気の時の給食等の便宜を供与する施設をいう。 3 「ケアハウス」とは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
1 老人福祉センター (A型) 例:老人福祉センター、福祉会館	1 「老人福祉センター (A型)」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
2 老人福祉センター(B型)例:シルバーセンター、いこいの家、 老人館	2 「老人福祉センター (B型)」とは、老人福祉センター (A型)の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。
	3 宿泊がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等 を行わないものは本項に含まれない(均項として取扱 う。)。
在宅介護支援センター	宿泊がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を 行わないものは本項に含まれない(15)項として取扱う。)。
	※ 他に委託をして供与する場合及び将来において供与 することを約する場合な会す。
サービス付き高齢者向け住宅	することを約する場合を含む。 サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか一つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。なお、上記に該当しないものについても実態によいの、関業のでは、福工の内容、利用者の避難困難性、事業者の受賞け入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。 ※ 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る内護サービス費、認知症対応型通所介護に係る介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る介護でよる強要介護サービス費の支給に係るの地の政令で定める者 1 生活相談のみを行うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。)。 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。 ※ 老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費者しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護に係る地域密着型介護で定める者

項	法令	定 義
(6)項ハ(1)		8 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、次のいずれかのものをいう。
		(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入
		浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療
		養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げる ものを除く。)のうち、要介護者用の居室の定員が全定員
		の半数未満であるもの
		(2) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入 浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療
		養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げる
		ものを除く。)のうち、実態として利用者をひと月当たり 5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないも
		の の これを記載に指行させる アービスを提供していないも
(6)項ハ(2)	(2) 厚生施設	「厚生施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、
		身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とす る者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をい
		う(生活保護法第 38 条第 3 項)。
(6)項ハ(3)	(3) 助産施設、保育所、	1 「助産施設」とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を
	幼保連携型認定こど	入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう
	も園、児童養護施設、	(児童福祉法第 36 条)。 2 「保育所」とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠け
	児童自立支援施設、	るその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をい
	児童家庭支援センタ 一、児童福祉法(昭	う (児童福祉法第39条)。
	和 22 年法律第 164	※ 託児所が保育上必要な施設(乳児室、保育室等)を一部 分でも専用として有する場合は、許可の有無、乳幼児数、
	号)第6条の3第7	保育士数に関わらず保育所に含まれる。
	項に規定する一時預	なお、住宅と兼用しているものは含まれない。 3 「幼保連携型認定こども園」とは、幼稚園的機能と保育所
	かり事業又は同条第	的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の
	9項に規定する家庭	子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設を いう(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
	的保育事業を行う施	の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 9 条)。
	設その他これらに類	4 「児童養護施設」とは、乳児を除く保護者のない児童、虐 待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所さ
	するものとして総務	せて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その
	省令で定めるもの	他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう(児童福祉法第 41 条)。
		5 「児童自立支援施設」とは、不良行為をなし、又はなすお それのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により
		生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通
		わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その 自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援
		助を行うことを目的とする施設をいう(児童福祉法第44条)。
		6 「児童家庭支援センター」とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住
		日本の他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児 日本の他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児 日本の他の家庭、地域民 日本
		童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規
		定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等 との連携調整、訪問等のその他厚生労働省令の定める援助を
		総合的に行うことを目的とする施設をいう(児童福祉法第44
		条)。 7 「一時預かり事業を行う施設」とは、家庭において保育を
		受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、
		主として昼間において、保育所その他の場所において、一時 的に預かり、必要な保護を行う施設をいう(児童福祉法第6
		条の3第7項)。
		8 「家庭的保育事業を行う施設」とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。)が適
		当と認める者をいう。)の居宅その他の場所において、家庭

該 当 用 途 例	補 足 事 項
	「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
認可保育所、事業所內保育所、院內保育所、無認可保育園	
(虚弱児施設)	「虚弱児施設」とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
こども家庭支援センター	宿泊がない児童家庭支援センターは本項に含まれない (低)項として取扱う。)。

項	法令	定義
(6)項ハ(3)		的保護者による保育を行う施設をいう(児童福祉法第6条の
		3 第 9 条)。 9 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるも
		の」とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設
		又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(6)項
(6)項ハ(4)	(4) 児童発達支援セン	ロ(3)に掲げるものを除く。)とする。 1 「児童発達支援センター」とは、障害児を日々保護者の下
(0)均(1)	ター、児童心理治療	から通わせ、日常生活における基本的動作の指導、独立自活
	施設又は児童福祉法	に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓
	第6条の2の2第2	練及び治療を提供することを目的とする施設をいう(児童福祉法第 43 条)。
	項に規定する児童発	
	達支援若しくは同条	
	第4項に規定する放	2 「児童心理治療施設」とは、家庭環境、学校における交友
	課後等デイサービス	関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難
	を行う施設(児童発	となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせ て、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び
	達支援センターを除	生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談
	く。)	その他の援助を行うことを目的とする施設をいう(児童福祉
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	法第 43 条の 2)。 3 「児童発達支援を行う施設」とは、障害児につき、児童発
		達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わ
		せ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、
		集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜 を供与するための施設をいう(児童福祉法第6条の2の2第
		2項)。
		4 「放課後等デイサービスを行う施設」とは、学校教育法(昭本の 5 大学・ 4 大学・ 4 大学 4 大学 4 大学 4 大学 4 大学 4 大学
		和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園及び大 学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又
		は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で
		定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、
		社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で 児童発達支援センターを除くものをいう(児童福祉法第6条
		の2の2第4項)。
(6)項ハ(5)	(5) 身体障害者福祉セ	1 「身体障害者福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、 身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、
	ンター、障害者支援	機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエー
	施設 (口(5)に掲げる	ションのための便宜を総合的に供与する施設をいう(身体障
	ものを除く。)、地域	害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条)。
	活動支援センター、	
	福祉ホーム又は障害	2 「障害者支援施設((6)項口(5)に掲げるものを除く。)」とは、
	者の日常生活及び社	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自
	会生活を総合的に支	知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項に規定する
	援するための法律第	児童福祉施設を除く。)のうち、障害支援区分4以上の者が
	5条第7項に規定す	全入所者の8割以下のものをいう(障害者総合支援法第5条 第11項)。
	る生活介護、同条第	3 「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作
	8項に規定する短期	的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その
	入所、同条第 12 項に	他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために 必要な支援を供与する施設をいう(障害者総合支援法第5条
	規定する自立訓練、	第 27 項)。
	同条第 13 項に規定	4 「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、
	する就労移行支援、	│ 低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日 │ 常生活に必要な便宜を供与するための施設をいう(障害者総
	同条第 14 項に規定	合支援法第5条第28項)。
	する就労継続支援若	5 「生活介護を行う施設」とは、常時生活介護を必要とする 際宝老にのき、大に民間において、入浴、地片の兄は食事の
	しくは同条第 15 項	障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の 介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及
	助を行う施設(短期	び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動
	<u> </u>	

該 当 用 途 例	補 足 事 項
1 福祉型児童発達支援センター	1 「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供する者を含むものであること。 2 母子生活支援施設は(5)項ロ又は長屋として取扱う。 1 「福祉型児童発達支援センター」とは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをい
2 医療型児童発達支援センター	う。 2 「医療型児童発達支援センター」とは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
児童心理治療施設	
身体障害者福祉センターA型、身体障害者福祉センターB型、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター	1 「身体障害者福祉センターA型」とは、都道府県、又は指定都市が設置するものをいう。 2 「身体障害者福祉センターB型」とは、区市又は社会福祉法人が設置するものをいう。 3 「障害者更生センター」とは、障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設をいう。
身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉	
オーム、オーム、カード・オーム ホーム、精神障害者福祉ホーム	
障害者通所事業所、障害者生活介護事業 所	

項	法令	定義
	入所等施設を除く。)	又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生産能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう(障害者総合支援法第5条第7項)。 6 「短期入所((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)」とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう(障害者総合支援法第5条第8項)。 7 「自立訓練を行う施設」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう(障害者総合支援法第5条第12項)。
		8 「就労移行支援を行う施設」とは、就労を希望する 65 歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生活活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう(障害者総合支援法第5条第14項)。 9 「就労継続支援を行う施設」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対る状态の機会を提供するとなる。
		もに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な便宜を供与するための施設をいう(障害者総合支援法第5条第 14項)。
		10 「共同生活援助を行う施設((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)」とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう(障害者総合支援法第5条第17項)。
(6)項二	幼稚園又は特別支援学校	1 「幼稚園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう(学校教育法第 22 条)。 2 「特別支援学校」とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする(学校教育法第 72 条)。
(7)項	小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、 中等教育学校、高等専 門学校、大学、専修学	1 「小学校」とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう(学校教育法第29条)。 2 「中学校」とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう(学校教育法第45条)。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
1 自立訓練(機能訓練)事業所	1 「自立訓練(機能訓練)事業所」とは、身体障害者が、 日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機 能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの をいう。
2 自立訓練(生活訓練)事業所	2 「自立訓練(生活訓練)事業所」とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
1 就労継続支援(A型)事業所	1 「就労継続支援(A型)事業所」とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
2 就労継続支援(B型)事業所	2 「就労継続支援(B型)事業所」とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
障害者グループホーム	
幼稚園型認定こども園	1 幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 2 「幼稚園型認定こども園」とは、幼稚園教育要領(学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該保育園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う施設をいう(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項第1号)。
消防学校、警察学校、理容学校、美容学校、和裁・洋裁学校、タイピスト学校、外国語学校、料理学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、コンピューター学校、予備校、学習塾、そろばん	1 学校教育法では、専修学校は、修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上(簡易に習得することができる技術、技芸等の課程のにあっては3箇月以上1年未満)であり、校舎面積が原則と

項	法令	定義
(7)項	校、各種学校その他こ	3 「義務教育学校」とは、心身の発達に応じて、義務教育と
	れらに類するもの	して行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう(学校教育法第49条の2)。
		4 「高等学校」とは、中学校における教育の基礎の上に、心
		身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を 施すことを目的とする学校をいう (学校教育法第 50 条)。
		5 「中等教育学校」とは、小学校における教育の基礎の上に、
		心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通
		教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう(学校教育法第63条)。
		6 「高等専門学校」とは、深く専門の学芸を教授し、職業に
		必要な能力を育成することを目的とする学校をいう(学校教育法第115条)。
		7 「大学」とは、学術の中心として、広く知識を授けるとと
		もに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用
		的能力を展開させることを目的とする学校をいう(学校教育 法第83条)。
		8 「専修学校」とは、職業若しくは実際生活に必要な能力を
		育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう (学校教育法第 124 条)。
		9 「各種学校」とは、前1から7までに掲げる学校以外のも
		ので学校教育に類する教育を行う学校をいう(学校教育法第 134条)。
		10 「その他これらに類するもの」とは、学校教育法に定める
		以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
(8)項	図書館、博物館、美術	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理 し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリ
	館その他これらに類す	エーション等に資することを目的とする施設をいう。
	るもの	2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示し
		て教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、
		レクリエーション等に資する施設をいう。
		3 その他これらに類するものとは、博物館法(昭和 26 年 法律第 285 号)で定める博物館又は図書館以外のもので、図
		書館及び博物館と同等のものをいう。
(9)項イ	公衆浴場のうち、蒸気	1 「蒸気浴場」とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 「熱気浴場」とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気
	浴場、熱気浴場その他	を利用する浴場をいう。
	これらに類するもの	○ 「その他これらに類するもの」とは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を
		提供するもののほか、青森県公衆浴場法施行条例(昭和 24
		年青森県条例第23号)(全部改正昭和25年青森県条例第77号)第2条第2項に規定する「蒸気又は熱気を使用する公衆
		浴場その他の特別の事情がある公衆浴場」、又は八戸市公衆
		浴場法施行条例(平成28年条例第82号)第2条第1項第2
		│ 号に規定する「その他の浴場」のうち、次に掲げるものをい │ う。
		(1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであっ
		て、保養又は休養のための施設を有するもの (2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させること
		ができるもの
(9)項口	イに掲げる公衆浴場以	(3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
(3)4月口	11-梅ける公衆沿場以	
/10\ T		1 「車両の停車場」とは、鉄道車両の駅舎(プラットホーム
(10)項	車両の停車場又は船舶 若しくは航空機の発着	を含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降
	右しくは航空機の発育 場(旅客の乗降又は待	又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであるこ
	場 (派各の来降又は待 合いの用に供する建築	と。 2 「船舶又は航空機の発着場」とは、船舶の発着するふ頭、
	物に限る。)	航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合い
	100 M - 100	の用に供する建築物に限定されるものであること。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
整、編み物教室、料理教室、自動車教習所	して115.7 ㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は本項に含まれる。 4 学習塾、そろばん塾、書道塾、編み物教室、料理教室等で個人教授所的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは、切項として取扱う。
郷土館、記念館、画廊、科学館、視覚障 害者情報提供施設	「視覚障害者情報提供施設」とは、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって、専ら視聴覚障害者の利用に供する施設をいう(図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。)。
サウナ浴場、ソープランド、スーパー銭湯、健康ランド	1 公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号) 第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 2 ソープランドとは、浴場業(公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において客に接触する役務を提供する施設をいう。 3 スーパー銭湯、健康ランドとは、相当規模の保養、休養、娯楽、健康増進等のための施設(マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー等)を設置する公衆浴場等をいう。
銭湯、鉱泉浴場	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場があるものは、全体を本項として取扱う。

項	法令	定 義
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」とは、宗教 の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するこ とを目的とする施設をいう。
(12)項イ	工場又は作業所	「工場又は作業所」とは、機械又は道具を使用して物の製造、 改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破 壊又は解体を行う施設をいう。 1 「工場」とは、物の製造又は加工を主として行うところで その機械化が比較的高いものをいう。 2 「作業所」とは、物の製造又は加工を主として行うところ でその機械化が比較的低いものをいう。
(12)項口	映画スタジオ又はテレ ビスタジオ	「映画スタジオ又はテレビスタジオ」とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。
(13)項イ	自動車車庫又は駐車場	1 「自動車車庫」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車を除 く。)を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 「駐車場」とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。
(13)項口	飛行機又は回転翼航空 機の格納庫	「飛行機又は回転翼航空機の格納庫」とは、航空の用に供する ことができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納す る施設をいう。
(14)項	倉庫	「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工 作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
(15)項	前各号に該当しない事業場	「その他の事業所」とは、(1)項から(4)項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、客殿、 位牌堂、礼拝堂、聖堂 集配センター、宅配専門ピザ屋、給食センター(学校と敷地を異にするもの)	1 一般的に、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。 4 庫裏(庫裡)のうち、一般住宅の用のみに供する場合は本項に該当しない。 1 運送会社等の中継施設(トラックターミナル)で、荷さばきのみを行う場合は(4)項として取扱うこと。 2 集配センター等で、荷さばき以外に充填、選別、梱包及び包装等の作業を行うものは、本項として取扱うこと。
	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 「原動機付自転車」とは、道路運送車両法第2条第3項に規定するもので、同法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、2輪を有するもの(側車付きのものを除く。)にあっては、その排気量は125 企以下、その他のものにあっては50 企以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、2輪を有するもの(側車付きのものを除く。)にあっては、その定格出力は1.0kW以下、その他のものにあっては、その定格出力は1.0kW以下、その他のものにあっては50定との定義を有するもの(側車付きのものを除く。)にあっては、その定格出力は1.0kW以下、その他のものにあっては東重の表を保管する場所については15項として取扱うこと。
NET NY A bil fele - il debile Til ()	運行上必要最低限度の整備のための作業施設を付設する場合も原則全体を本項として取扱うこと。
運送会社等の中継施設(トラックターミナル) 官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、変電所、ごみ処理場、上下水処理場、火葬場、卸売市場、写真館、納外馬で、場外馬で、場外馬で、場外馬で、場外馬で、大店、動物馬で、大店、動物・大学ので、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	産業廃棄物を保管するものは、本項として取扱うこと。 1 「事業」とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 「住宅」は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席(小規模な選手控え席を除く。)を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物(ショーウィンドウ的な利用形態にあるショールーム、PRセンター等)は、本項に該当するものであること。 5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を行うものは、(12)項イとして取扱うこと。

項	法令	定義
(16)項イ	複合用途防火対象物の うち、その一部が(1)項 から(4)項まで、(5)項イ、 (6)項又は(9)項イに掲げ る防火対象物の用途に 供されているもの	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうちその一部に 特定用途防火対象物(仏の項イ及び(16 の 2)項を除く。)の用途 を含むものをいう。
(16)項口	イに掲げる複合用途防 火対象物以外の複合用 途防火対象物	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうちその一部に 特定用途防火対象物(加)項イ及び(16 の2)項を除く。)の用途 を含まないものをいう。
(16の2) 項	地下街	「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所 その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けら れたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
(16の3) 項	建築物の地階 ((16 の 2) 項には (16 の 2) 項には (10 の 2) では (11) で	
(17)項	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、更跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律(昭和8年法律第 43 号)の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。

	ルフツンマケン マフトス けい マヤン かっ ルファルル
	地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物 設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階
段	等で通じている駐車場は、地下街に含まれる。
	地下街の地下道は、店舗、事務所棟の施設の各部分か 歩行距離 20m (20m未満の場合は当該距離) 以内の
	分を床面積に算入するものであること。ただし、随時
	くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備があ 場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
3	地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務所等)
は	地下街に含まれないものであること。
準	地下街の範囲は次のとおりとすること。
· ·	地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、
	務所等の各部分から歩行距離 10m (10m未満の場合 、当該距離) 以内の部分とすること。
(2)	建築物の地階については、準地下街となる地下道の面
	範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該 口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口
	まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地
	等は、含まれないものであること。
	建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定る付室を介してのみ地下道と接続している建築物の
地	階は含まないものであること。
· ·	準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に 令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面し
T	開口部を有していないものについては、それぞれ別の
	火対象物として取扱うものであること。 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の
	地下鉄道地設の部分については、鉄道の地下停車場の 札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火
構	造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式
	2段降下式のものを含む。) の特定防火設備で区画さている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」
ع ا	しては取扱わないものであること。
	(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又 その部分が(16 の3)項に掲げる防火対象物の部分
	該当するものであるときは、これらの建築物又はその
	分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)
	から16項に掲げる防火対象物又はその部分であるも とみなす。
1	「重要文化財」とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、
	籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的 産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いも
0	並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史
·	料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものいう(文化財保護法第27条第1項)。
	いう(又化財保護法第27余第1頃)。 「国宝」とは、重要文化財のうち世界文化の見地から
—————————————————————————————————————	値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして
	部科学大臣が指定したものをいう (文化財保護法第 条第2項)。
3	「重要有形民俗文化財」とは、衣食住、生業、信仰、

項	法令	定 義
(17)項	(昭和8年法律第43 号)の規定によって重 要美術品として認定された建造物	
(18)項	延長 50 メートル以上 のアーケード	「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面 上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作 物その他の施設をいう。
(19)項	市町村長の指定する山 林	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
(20)項	総務省令で定める舟車	1 「船」とは、船舶安全法(昭和8年法律第 11 号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 「車両」とは、鉄道営業法(明治33年法律第65号)、軌道法(大正10年法律第76号)若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。

該 当 用 途 例	補 足 事 項
	年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの(民俗文化財)で有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう(文化財保護法第78条)。 4 「史跡」とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値のたものをいう(文化財保護法第2条第1項第4号)。 5 「重要な文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7 (1)項から低項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から低の項までに掲げる防火対象物であるほか、(1)項から低のするときは、これらの建築物そのもるはか、(1)項から低のするであるときは、これらの建築物そのもるとかなける防火対象物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物ともあるものとみなす。
	1 頁系に伝乳的に乳はされて口とはは 大西に会された
	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。
	「山林」とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、 森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
	1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する教難用の船舶で国又は地方公共団体が所有するもの (2) 係留中の船舶 (3) 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適船は、専ら本邦の海岸から20海里(昭和55年4月1日から12海里)以内外海面において従業財るものであること(船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令(昭和49年政令第258号))。 3 鉄道営業法に基づく、鉄道営業法によび、鉄道営業法に基づく、鉄道で東路の海岸がある方と。4 鉄道営業法に基づく、旅客車及び乗務係員が執務する車室を育りの第43条で定める消火器を備え付けなければない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室とは和ばなない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路に基づく軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第37条に定める消火器具を備え付けの運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則(昭和25年運輸省令第92号)第26条に定める消火器を備え付けなければない場所は、車両(蒸気機関車を除く。)の車車室であること。

64 第2章 防火対象物

項	法 令	定義
(20)項		

該 当 用 途 例	補 足 事 項
該 当 用 途 例	ばならないものは、すべての車両である。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条に定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。 (1)火薬類(火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (2)危政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (3)道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (4)150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (5)前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車を除く。) (5)前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車(6)放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両の保安基準第47条第1項第6号に該当する自動車
	(7) 乗単定員 II 人以上の目動単 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自 動車 (9) 幼児専用車(専ら幼児の運送の用に供する自動車を いう。)

第1-4表

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、 出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、 練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1)項口	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他 上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、展示室、図書室、浴室、遊戲室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更 衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2)項口	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館、託 児室
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更 衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、 厨房	託児室、専用駐車場、売店、クローク
(2)項二	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更 衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、 厨房、書棚、ビデオ棚コーナー	専用駐車場、売店、クローク、シャワー室、 喫茶室、託児室
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー
(3)項口	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室、娯楽室、 サウナ室、会議室
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務 室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場(展示博物室を含む。)、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、 浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店、(連続式形態のものを含む。)、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
(5)項口	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、 浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物 置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬 局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、 研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネ ン室、医師等当直室、待合室、技工室、図 書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、 理容室、浴室、喫茶室、臨床研究室、美容 室
(6)項口	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室	売店、理容室、美容室、専用駐車場、託児 室
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室、リネン室、事務室	売店、専用駐車場、託児室
(6)項二	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨 房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、音楽教室、学習塾、専用駐車 場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会 議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の 集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及 びPTA事務室、専用駐車場

区分	(イ) 主用途部分		(ロ) 従属的な部分
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、 会議室、休憩室、映写室、観賞室		事務室、食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9)項イ		室、休憩室、体育室、待合室、 室、ロッカー室、クリーニング	事務室、食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室、宴会場、洗濯室
(9)項口	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室		事務室、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模な簡易サウナに限る。)、娯楽室、洗濯室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、 手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、 仮眠室、救護室		事務室、食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、 理容室、両替所、美容室、専用駐車場
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、 宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業 法の適用のあるものを除く。)、娯楽室、託 児室、研修室
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、 物品庫、製品展示室、会議室、図書室、検 査室		食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
(12)項口	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、 休憩室、客席、ホール、リハーサル室		事務室、食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 ラウンジ
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室		事務室、売店、食堂、管理室、専用駐車場
(13)項口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室		事務室、売店、専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作 業室(商品保管に関する作業を行うもの)		食堂、売店、専用駐車場、展示室
	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホ ール、物品庫(商品倉庫を含 む。)	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理 容室、美容室、専用駐車場、診療室、展示 室、展望施設
(15)項	研修所	事務室、教会、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯 楽室、専用駐車場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	事務室、食堂、売店、診療室、喫茶室、専 用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示 室

【備考】

- 1 (6)項イにおいて、病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途 に供するものとして扱う。
- 2 (7)項において、同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
- 3 (11)項において、結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。また、礼拝堂及 び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
- 4 12項イにおいて、同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
- 5 (15)項関係
 - (1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
 - (2) 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
 - (3) 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、 本項に該当する。